

○経済産業省令第六十四号

会社法（平成十七年法律第八十六号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、有限責任事業組合契約に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

平成十八年四月二十八日

経済産業大臣 二階 俊博

有限責任事業組合契約に関する法律施行規則の一部を改正する省令

有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「会計帳簿の記載方法等」を「会計帳簿」に、「貸借対照表の記載方法等」を「貸借対照表等」に改める。

第七条を次のように改める。

(資産、負債及び純資産に付すべき価額)

第七条 組合の会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額については、この省令に定めるもののほか、会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)の定めるところによる。

第十一条第一項第二号イ中「(以下この条において「貸借対照表各部」という。)」を削り、「各科目」を「各項目」に改め、同号ロ中「営業損益の部及び営業外損益の部並びに特別損益の部(以下この条において「損益計算書各部」という。)」の各科目を「損益計算書の各項目」に改め、同号ハ中「損益計算書各部の各科目」を「損益計算書の各項目」に改め、同項第三号イ中「貸借対照表各部の各科目」を「貸借対照表の各項目」に改め、同項第三号イ中「貸借対照表各部の各科目」を「損益計算書の各項目」に改め、同条第二項第一号中「貸借対照表各部の各科目」を「貸借対照表の各項目」に改め、同項第二号中「損益計算書各部の各科目」を「損益計算書の各項目」に改める。

第十四条の見出し中「記載事項」を「表示事項」に改め、同条第一項中「法第四十四条第一項」を「第四十四条第一項」に、「記載すべき」を「表示すべき」に、「記載の方法」を「表示方法」に改め、同条第二項中「記載方法」を「表示方法」に、「この章の」を「この章に」に、「商法施行規則」を「会社計算規則

」に改める。

第十五条の見出しを「（表示の原則）」に改め、同条中「記載」を「表示」に改め、同条に次の一項を加える。

2 貸借対照表及び損益計算書並びに附属明細書に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとする。

第十六条を次のように改める。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第十六条 次に掲げる事項その他の貸借対照表又は損益計算書の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他貸借対照表又は損益計算書作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、この限りでない。

一 資産の評価基準及び評価方法

二 固定資産の減価償却の方法

三 引当金の計上基準

四 収益及び費用の計上基準

2 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表又は損益計算書に与えている影響の内容

二 表示方法を変更したときは、その内容

第十七条第一項中「記載すべき」を「表示すべき」に、「記載しなければ」を「表示しなければ」に、「記載する」を「表示する」に改め、同条第二項中「科目」を「項目」に、「記載しなければ」を「表示しなければ」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十条中「記載しなければ」を「表示しなければ」に改める。

第二十一条第一項中「各部」を「各項目」に、「固定資産の部」を「固定資産に係る項目」に改め、「更に」を削り、「区分しなければ」を「細分しなければ」に改め、同条第二項中「前項の各部」を「流動資産に係る項目、前項の規定により細分した固定資産に係る項目及び繰延資産に係る項目」に、「科目」を「項目」に改める。

第二十三条第一項中「各部」を「各項目」に改め、同条第二項中「各部」を「各項目」に、「科目」を「項目」に改める。

第二十四条中「科目」を「項目」に、「記載しなければ」を「表示しなければ」に改める。

第二十五条中「各部」を「各項目」に改める。

第二十六条を次のように改める。

(評価・換算差額等)

第二十六条 前条に規定するもののほか、次に掲げるものその他純資産の部の項目として計上することが適当であると認められるものは、純資産として計上することができる。

一 資産又は負債（デリバティブ取引により生じる正味の資産又は負債を含む。以下この号において同じ

。) につき時価を付すものとする場合における当該資産又は負債の評価差額 (利益又は損失に計上するもの及び次号に掲げる評価差額を除く。)

二 ヘッジ会計を適用する場合におけるヘッジ手段に係る損益又は評価差額

2 前項の場合において、純資産として計上するものは、純資産の部において評価・換算差額等の項目に区分して、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

一 その他有価証券評価差額金

二 繰延ヘッジ損益

第二十八条から第三十条までを次のように改める。

(区分)

第二十八条 損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。

一 売上高

二 売上原価

- 三 販売費及び一般管理費
- 四 営業外収益
- 五 営業外費用
- 六 特別利益
- 七 特別損失
- 2 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、前期損益修正益その他の項目の区分に従い、細分しなければならぬ。
- 3 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。
- 4 前二項の規定にかかわらず、前二項の各利益又は各損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益又は損失を細分しないこととすることができる。
- 5 損益計算書の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならない。

(売上総損益)

第二十九条 売上高から売上原価を減じて得た額（以下「売上総損益」という。）は、売上総利益として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、売上総損益が零未満である場合には、零から売上総損益を減じて得た額を、売上総損失として表示しなければならない。

(営業損益)

第三十条 売上総損益から販売費及び一般管理費の合計額を減じて得た額（以下「営業損益」という。）は、営業利益として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、営業損益が零未満である場合には、零から営業損益を減じて得た額を、営業損失として表示しなければならない。

第三十二条から第三十四条までを次のように改める。

(経常損益)

第三十二条 営業損益に営業外収益を加算して得た額から営業外費用を減じて得た額（以下「経常損益」と

いう。)は、経常利益として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、経常損益が零未満である場合には、零から経常損益を減じて得た額を、経常損失として表示しなければならない。

第三十三条 削除

(当期純損益)

第三十四条 経常損益に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額(以下「当期純損益」という。)は、当期純利益として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当期純損益が零未満である場合には、零から当期純損益を減じて得た額を、当期純損失として表示しなければならない。

第三十五条第一項中「記載しなければ」を「表示しなければ」に改め、同条第二項中「記載を」を「表示を」に、「記載しなければ」を「表示しなければ」に改め、同条第三項を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の前日に開始した事業年度の組合の会計帳簿並びに貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書に表示すべき事項及びその表示方法については、なお従前の例によることができる。